

秋葉区地域公共交通に関する意見交換会開催要綱

（設置）

第1条 秋葉区地域公共交通に関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）は、新潟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）規則（平成24年新潟市規則第17号）第6条第2項の規定に基づき、交通会議の調査審議に当たり、地域の実情を把握するため、関係者から意見を聴取し、意見交換を行う場として開催する。

（所掌事務）

第2条 意見交換会は、次の各号に掲げる事項について関係者から意見を聴取し、意見交換を行う。

- （1） 交通会議において調査審議する区バス及び住民バスその他の地域公共交通に関する事項
- （2） 意見交換会の運営方法その他意見交換会が必要と認める事項

（委員構成）

第3条 意見交換会の委員は別表1に掲げる者とする。

- 2 意見交換会は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて学識経験者や知識経験を招集し意見を聴くことができる。

（会議）

第4条 意見交換会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は新潟市秋葉区役所地域総務課長を、副会長は国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局運輸企画専門官をもって充てる。
- 3 会長は意見交換会の会議の進行を行う。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。
- 5 意見交換会は原則として公開とする。

（報告）

第5条 会長は意見交換会の会議の内容について交通会議へ報告するものとする。

（庶務）

第6条 意見交換会の庶務は、新潟市秋葉区役所地域総務課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 1 月 7 日から施行する。

(新潟市地域公共交通会議秋葉区分科会設置要領の廃止)

- 2 新潟市地域公共交通会議秋葉区分科会設置要領（平成 18 年 11 月 27 日制定）は廃止する。

(施行期日)

- 3 この要綱は、令和 8 年 4 月 17 日から施行し、この要綱による改正後の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局運輸企画専門官(輸送・監査担当)
関係交通管理者（所轄警察署）担当課長
関係住民代表
関係一般乗合旅客自動車運送事業者担当課長
関係バス運営団体代表
新潟県ハイヤー・タクシー協会地区協会代表
秋葉区役所バス交通担当課長
関係道路管理者担当課長